

平成30年2月27日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

株式会社紀陽銀行

株式会社紀陽銀行（以下、「当行」といいます。）は、電子決済等代行業者<sup>※1</sup>とのオープンイノベーションを推進していくため、次のとおり、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」（以下、「当方針」といいます。）を定めます。なお、当方針を変更する場合、当行ホームページにおいてお知らせします。

※1 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」）第二条第十八項に定める事業者

### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当行は、オープンイノベーションを推進する観点から、お客さま情報の保護とセキュリティ対策に留意しつつ、多様な電子決済等代行業者との連携及び協働を図っていくことを基本方針とします。

### 2. 資金移動に係るAPIの体制整備

当行は、資金移動に係るAPI（改正銀行法第二条第十七項第一号に定める業務をいいます。）の技術的課題の検証を優先するため、当面資金移動に係るAPIの整備を行わない予定です。

### 3. 口座情報に係るAPIの体制整備

当行は、お客さまに対するサービス及び利便性向上のため、平成31年3月を目途として口座情報に係るAPI（改正銀行法第二条第十七項第二号に定める業務をいいます。）の整備を行う予定です。

#### 4. システムの設計、運用及び保守並びにシステムの構築に関する方針

当行は、上記3のサービスに係るシステムの整備にあたって、当該システムの設計については自ら行い、運用及び保守についてはシステム会社に委託する予定です。

また、当該システムについては、「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」（「オープンAPIのあり方に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）において取りまとめ）の開発原則に準拠したシステムを構築します。

#### 5. 当方針に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は、次のとおりです。

連絡先：経営企画部（kiyo-api@kiyobank.co.jp）

#### 6. その他参考となるべき情報

当行が提供するAPIの具体的な仕様などについては、当行ホームページ上で順次公開していく予定です。

以上